

事務連絡
令和6年8月13日

全国高等学校体育連盟専門部 部長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
専務理事 奈良 隆

高体連が主催する競技大会のより適正な運営
及び「競技者及び指導者規程」の徹底について (依頼)

平素より本連盟の諸事業にご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、令和6年度北部九州総体も残すところ一週間となりました。本大会の実施に向けた皆様方のご尽力に対し心よりお礼申し上げます。

さて、全国高体連及び都道府県高体連が主催する競技大会の運営につきましては、従前より各中央競技団体及び各競技専門部が定める競技規則等に基づき適正に運営いただいているところです。しかしながら、今年度北部九州総体の出場選手選考を兼ねた都道府県高等学校総合体育大会において、大会運営側による競技規則等の運用について一部適正さを欠いた対応がありました。また、同大会において監督による自校選手に対する不適切な言動により、当該選手が自らの試合結果に影響を及ぼす試合行動があり、これらを原因としたトラブルが発生しました。

競技専門部の皆様におかれましては、今後実施する競技大会の運営にあたり、参加する全ての選手が持てる力を存分に発揮し、正々堂々、公明正大な試合態度で競技に臨むことができるよう、競技規則等の周知・徹底並びに、本連盟が定める「競技者及び指導者規程」の内容について再確認の上、競技特性に応じた環境整備等について改めてお願いいたします。

なお、参考として本連盟が定める「(公財) 全国高等学校体育連盟競技者及び指導者規程」の一部を以下に掲載しますのでご確認ください。

【参考】

第3条 (競技者のあり方)

- (1) 高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- (2) 競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。(以下省略)

第6条 (指導者のあり方)

- (1) 指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- (2) 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。
- (3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。(以下省略)